

はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）が平成25年9月28日より施行された。また、「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂され、「四国中央市いじめ防止基本方針」も令和7年に改訂された。これを受けて、本校における「学校いじめ防止基本方針」を以下のとおり定める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

ア いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童に関係する問題であることと、いじめがときに生命に関わるような重大な影響を児童の心身に及ぼすということを教職員及び関係者が正しく理解することを根底とし、学校の内外を問わず、生命尊重と人権尊重の理念のもとに進められなければならない。

イ いじめの防止等のための対策は、すべての児童が加害者にも被害者にも傍観者や観衆にもならないために、児童が安心して学校生活を送ることができる環境（心の居場所）づくりと児童の心の声を汲み取るアンテナ（信頼関係）づくりを礎として未然防止を最優先に行われなければならない。

ウ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最優先であるという共通理解の下、学校が家庭、地域、関係諸機関等と連携して正確に事

実確認を行い、早期解決・再発防止を図るために、組織として対応し、共通実践していかなければならない。犯罪として取り扱うべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法 第4条より）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）

- 一 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 三 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 四 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(4) いじめの態様

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

(5) いじめ問題の理解

ア いじめをとらえる視点

- ・一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じている。
- ・いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

- ・いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

ウ いじめる心理

- ・不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読み取る。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱いものへの攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情

- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

2 いじめ防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

ア 居場所づくりや絆づくりを中心とした学級経営を進め、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える温かい人間関係・学級風土をつくる。

イ 児童への声掛けや休み時間の観察により、日常的にいじめの未然防止、早期発見に努める。

ウ 児童や保護者が教師に何でも相談できるよう、人間関係を構築する。

(音読カード、学級通信、日記等)

エ いじめの項目を含む心のアンケートや児童一人一人と教育相談等を定期的実施する。

オ 遊びを通して人間関係や子どもの変化を把握するよう努める。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 教職員の人権感覚を磨き、全教育活動を通して、人権問題の解決につながる実践力を育て、心の通う温かい集団づくりに努める。

イ 教師と児童及び児童相互の信頼関係を築くとともに、いじめや不登校などの問題に対して、全教職員の共通理解、共通実践の下、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(3) 道徳教育の充実

ア 要となる道徳の時間を通して道徳的価値の自覚や生き方についての自覚が深まるような授業実践に努める。

イ 全教育活動を通して道徳的実践力を育てるために「目指す子どもの姿」を明確にして、教職員が共通実践していく。(年間指導計画、別様の見直し)

(4) 体験活動の充実

ア 地域の方から学ぶ体験活動を実施することで、心の通う対人交流の素地を養う。（上分
老人会の方から学ぶ「昔の遊び体験」や「しめ縄作り体験」、手話サークルの方から学ぶ
「手話体験」等）

イ ボランティア活動を通して、心の通う対人交流の素地を養う。

(5) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）

ア 「みんな笑顔の学校づくり」のために、なかよし委員会が中心となり、自主・自立的に
活動していく。（いじめ防止、なかよし集会等）

イ 縦割り班活動の充実・活性化によって、望ましい人間関係と自己指導力の育成を図る。

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

ア 全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、分かる喜び、できる喜びを味わわせると
ともに、基礎的・基本的事項の習得を図る。

イ 校内授業研究会を実施し、授業参観、研究協議を通して、分かる授業づくりを学校全体
で取り組む。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力・実践力の育成）

ア 児童の主体的な活動や創意工夫を重視した学級活動、クラブ活動、委員会活動を充実さ
せるとともに、活動を通してコミュニケーション能力を育成する。

イ 話し合い活動の充実を図り、学級の支持的風土を育てるとともに、児童の自治能力や実践
力を引き出す。

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
相談員等の活用）

ア 児童や保護者が教師に相談しやすいように、教育相談日を有効に活用する。

イ 児童及び保護者からいじめに関する情報・相談が寄せられたときは、学級担任及び他の
教職員が適切かつ迅速に対処するなど組織として対応する。

ウ 教育相談員の出勤日（月・木）に相談室を活用した教育相談を実施する。

エ 「いじめ防止等校内委員会」を通して、学校の外の情報収集に努め、いじめがあった場合には、いじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネットやSNSの利用に際しては、授業で情報モラル・マナーに関する適切な指導を継続的に行い、情報活用能力を養う。

イ 児童及び保護者を対象に、携帯・インターネット安全教室を実施する。

ウ インターネットやSNSのトラブルに関する保護者への啓発活動を行うとともに、児童生徒に被害の疑いが生じた際の早期発見・対応ができるような連携・相談体制を構築する。

エ どの教職員も適切に情報モラル教育が行えるよう、校内研修を実施する。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 全教職員が、特別な支援や教育的配慮が必要な児童の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援体制を整え、効果的に指導を進める。

(11) 校内研修の充実

ア いじめにつながる心配のある事例についての研修や気になる児童の言動についての情報交換を適宜行う。

イ 職員会議や研修等を実施し、すべての教職員がいじめ及びいじめ重大事態の捉え方やそれらの対応について、学校いじめ防止基本方針をはじめとした法令等について理解する。

ウ 教育相談員を講師とするなど、関係機関と連携して研修を行う。

エ インターネットやSNSに関する校内研修を充実させ、教職員がチェーンメール、ブログやプロフ、SNSの便利な点と危険性について理解を深め、全教職員の共通理解を図る。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 生徒指導主事、人権・同和教育主任を中心にして各校の連携・協力を図る。

イ 学校外での事案に対して、学校間の情報交換、協力体制を強化する。

3 いじめの未然防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止等校内委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（学級担任・関係教職員）

ハートなんでも相談員、（人権擁護委員1名、PTA会長、学校運営協議会委員1～2名）

＊事案によっては（ ）に示す関係諸機関の人にも加わっていただき協議する。

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

（ア）子どもの声に耳を傾ける。（連絡ノート、日記、相談等）

（イ）子どもの行動を注視する。（観察、チェックリスト等）

イ アンケート等調査の工夫

ウ 相談活動の充実

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

オ 地域及び関係機関との連携

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
一学期 (夏休み)	・いじめ防止校内委員会 (方針・計画等) ・いじめ対策チーム編制 ・職員研修 (いじめ防止の対応を確認) ・生徒指導情報交換 ・学校評価をもとに研修	・PTA総会 (方針説明) ・年間計画への位置付け ・学年集団づくり ・人間関係づくり	・心のけんこうアンケート ・児童の日々の観察 ・日記・連絡帳の活用 ・教職員の情報交換 ・教育相談の実施 ・個人懇談を生かした保護者との相談活動 ・学校評価アンケート ・学校運営協議会
二学期	・いじめ防止校内委員会 (2, 3学期の計画) ・生徒指導情報交換 ・職員研修 (事例研修)	・学年集団づくり ・人間関係づくり ・人権・同和教育参観日における保護者啓発 ・PTA人権・同和教育部による啓発活動	・心のけんこうアンケート ・児童の日々の観察 ・日記・連絡帳の活用 ・教職員の情報交換 ・教育相談の実施 ・個人懇談を生かした保護者との相談活動 ・学校評価アンケート ・学校運営協議会
三学期	・学校評価をもとに研修 ・生徒指導情報交換 ・いじめ防止校内委員会 (本年度の反省・見直し)	・学年集団づくり ・人間関係づくり ・人権集会	・心のけんこうアンケート ・児童の日々の観察 ・日記・連絡帳の活用 ・教職員の情報交換

			・教育相談の実施 ・学校評価アンケート ・学校運営協議会
--	--	--	--

(5) 取組評価アンケートの実施・考察

ア 学校評価、保護者アンケート調査を実施

イ 職員会議、校内研修会、学校運営協議会等で考察し、改善策を協議

4 いじめが発生した場合の組織の設置(早期対応、認知したいじめに対する対応等)

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、関係教職員

ハートなんでも相談員、人権擁護委員1名、PTA会長、学校運営協議会委員1～2名

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、

ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する

教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられる

ようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童等に対して、教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条に基づき適切に懲戒を加えるものとする。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織「いじめ問題調査委員会」を開く

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

(1) いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならない。

(2) いじめに関する項目を設けた自己評価、児童アンケート、保護者アンケート、による評価を行い、それらを元に校内研修及び学校関係者評価委員会等で協議する。結果と対策等を市教育委員会及び保護者に報告する。

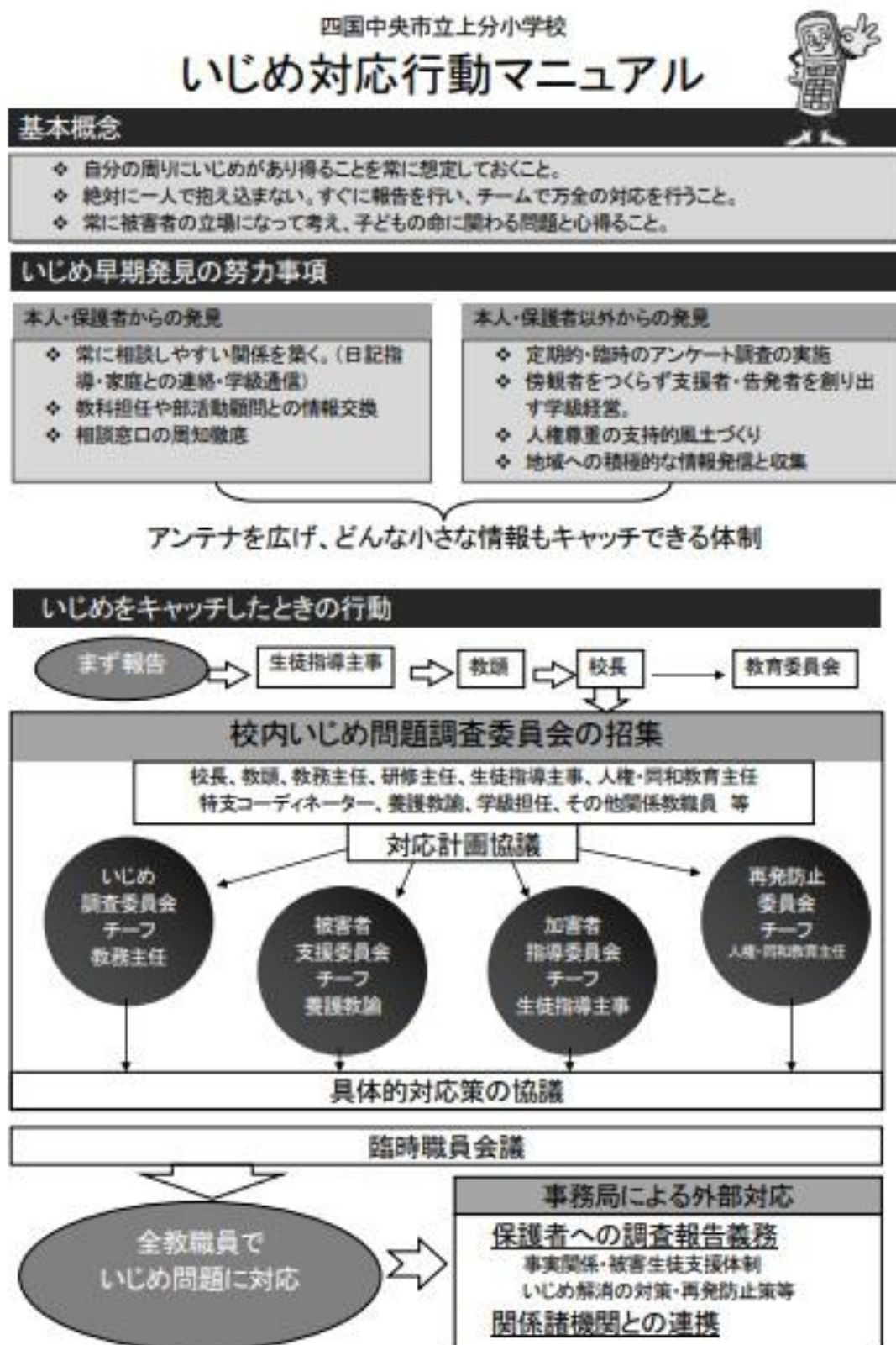
7 ホームページでの公開について

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の全文をホームページで公開する。

(2) アンケート調査の結果やいじめ防止に関連する授業等の内容を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態への対処

(1) いじめの初期対応のフローチャート



(2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照） 学校名（ 四国中央市立上分小学校 ）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

記録用紙①－1
生徒指導対応記録

< 聴き取り用紙 >

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任

対象児童生徒	年 組 番 氏名
相談者	
対応者	
対応方法	面談 ・ 家庭訪問 ・ 電話 ・ その他（ ）
日時	年 月 日（ ） AM / PM : ~ :
場所	

--

【チェックリスト】

- より具体的な事実（5W1H）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
☐いつ ☐どこで ☐誰が ☐誰に ☐どのように ☐何をした（何をされた）
☐どのくらい（期間、程度） ☐なぜしたか（なぜされたと思うか）
☐他に状況を確認できる生徒の有無
- 被害行為について、どう感じたか（思っているか）を聴き取る
☐相談者がどう感じたか（思っているか）
- 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
☐被害行為のきっかけや関係する出来事 ☐その他（友人関係等）
- 「必ず（徹底して）守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
☐「必ず（徹底して）守り抜く」ことの伝達
- 加害が疑われる児童生徒（B）から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
☐加害が疑われる児童生徒からの聴き取りや対応の確認
- A保護者に連絡することの了承を得る
☐保護者への連絡の了承
- AがBへの対応やA保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る
☐保護者への連絡を拒む理由 ☐加害児童生徒への対応を拒む理由 ☐学校の対応への要望

*確認した内容にチェックを入れる。

記録用紙①－2

第1次判断記録

関係する人間関係に留意して
「いじめの疑い」があるか否かを
管理職が第1次判断を行う。

提出日 年 月 日 【作成者： 印】

校長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任

被害児童生徒：A	年 氏名	男・女
加害児童生徒：B	年 氏名	男・女
加害児童生徒：C	年 氏名	男・女
関係児童生徒	年 氏名	男・女
いじめの態様 該当するものに○	☐ 1 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ☐ 2 仲間はずれ、集団による無視をされる ☐ 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ☐ 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ☐ 5 金品をたかられる ☐ 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ☐ 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ☐ 8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる ☐ 9 その他	
いじめの期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	
概 要 (詳細は別紙参照) * 家庭環境調査票参照	< いつ、誰が、誰に対して、どのようなことを (どの程度)、行ったか >	
第1次判断時点で被害児童生徒が 訴えるいじめによる欠席日数	日 いじめによる欠席日	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

【第1次判断】 (いじめの疑いありと判断した日＝認知年月日) 年 月 日校長 印

いじめの疑い	あり / なし
判断の理由	
重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし

*いじめの疑いがあれば、いじめ対策組織会議を招集し、組織として対応方針の検討

【対応・指示内容】 (校長の指導事項：対応の留意事項、対策会議までにすべきこと等)

--

記録用紙②

第1回

学校いじめ問題 調査委員会議録

<第1次判断直後用>

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校 長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任	SC等

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【検討内容：今後の対応方針】

被害児童生徒に対して	<支援方針・支援策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等>
加害児童生徒・関係児童生徒に対して	<指導方針・対応策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等>

【校長指導事項】

--

記録用紙③

対応メモ

< 支援・指導・助言用 >

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任

月 日 () 時間 等	支援・指導・助言の内容 ※ 双方からの聴き取りで確認できた内容は○、確認できなかった内容は●で表示する。
月 日 () : ~ :	被害児童生徒への支援 (聴き取り内容含む)
月 日 () : ~ :	被害児童生徒の保護者の反応 (連絡内容)
月 日 () : ~ :	加害児童生徒への指導 (聴き取り内容含む)
月 日 () : ~ :	加害児童生徒の保護者の反応 (連絡内容)
月 日 () : ~ :	関係児童生徒への対応 (聴き取り内容含む)

記録用紙④

第2回

学校いじめ問題 調査委員会議録

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校 長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任	SC等

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【現在の児童生徒の状況】 (第1次判断以降)

月 日 ()	被害児童生徒	加害児童生徒

【いじめの判断】 ※認知年月日は、いじめの疑いありと判断した日（「記録用紙①-2」による）

いじめ行為の確認	いじめ行為の存在について発言した児童生徒 ☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人)
	判断結果 (いじめ行為あり ・ いじめの疑いのまま ・ いじめ類似行為)
判断の理由	
重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし

【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒（保護者）に対して	加害児童生徒（保護者）に対して
関係機関との連携 (警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校)、その他	

【校長指導事項】

--

記録用紙⑤

第 回

学校いじめ問題
調査委員会議録

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校 長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任	SC等

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【現在の児童生徒の状況と、支援・指導経緯】

被害児童生徒（保護者）	加害児童生徒（保護者）

【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒（保護者）に対して	加害児童生徒（保護者）に対して
関係機関との連携（ 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 ）、その他	

【校長指導事項】

--

記録用紙⑥

第 回

学校いじめ問題 調査委員会議録

<いじめの解消判断用>

提出日 年 月 日 【作成者： 】

校 長	教頭	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任	SC等

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出 席 者	

月 日	被害児童生徒	被害児童生徒の保護者
いじめ行為の継続状況		
被害児童生徒の苦痛の継続状況		

【現在の児童生徒の状況】 (聴き取り内容→いじめの解消判断の理由)

いじめの解消	解消とする / 未解消のため対応継続
--------	--------------------

【いじめの解消判断】 (解消年月日) 年 月 日 校長 印

【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒（保護者）に対して	加害児童生徒（保護者）に対して
関係機関との連携（ 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 ）、その他	

【校長指導事項】

--

